

入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和元年（2019年）6月24日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 松崎 淳志

- 1 件名
小口径汚水柵200（ふくマーク）蓋 60枚 ほか5件
- 2 納入場所
下関市上下水道局 下水道施設課
- 3 仕様等
別紙「仕様書」のとおり
- 4 納入期限
契約締結後30日
- 5 入札条件
本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（中分類）の「資材・園芸用品」に登録され、地域区分が「市内」「準市内1」「準市内2」の何れかであること。
 - (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受

け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。) でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

6 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書(物品購入)(様式第1号)を下関市上下水道局経営管理課にファクシミリを使用して申請すること。

(FAX 番号083-231-3338)

7 申請書提出期限

令和元年6月24日(月)午前9時から

令和元年6月28日(金)午後5時まで

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和元年7月1日(月)までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9 質問の方法

ファクシミリによること。(FAX 番号083-231-3338)

質問の期限は、令和元年7月3日(水)午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

10 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局経営管理課

(2) 日時

令和元年6月24日(月)午前9時から

令和元年6月28日(金)午後5時まで

11 入札日時等

(1) 入札日時 令和元年7月5日(金)午前10時00分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第

193条の規定に該当する場合は免除とする。

14 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の108分の100に相当する金額を記載すること。

15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局経営管理課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札後、落札者は、契約までに入札額に係る内訳書を下関市上下水道局経営管理課に提出すること（様式は、別添の「内訳書」を使用すること。）。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、消せるボールペンは使用しないこと。

仕 様 書

件 名 小口径汚水柵200(ふくマーク)蓋 60枚 ほか5件

納品場所 下関市上下水道局 下水道施設課

納 期 契約締結後30日

納品打合 納品は事前に打ち合わせの上行うこと。

TEL:083-250-1040

内 容 以下のとおり

1. 品名・規格・数量

No.	品 名	数 量	規 格	
1	小口径汚水柵200 (ふくマーク)蓋	60 枚	Φ200mm・T-14・モノクロ・蓋	別添「下関市下水道用 鋳鉄製防護ふた仕様 書」による。
2	小口径汚水柵200 (ふくマーク)受け枠	60 枚	Φ200mm・台座込・受け枠	
3	汚水柵500・T-14・ モノクロ・蓋	5 枚	Φ500mm・T-14・モノクロ・蓋	別添「旧仕様型参考 図」による。
4	汚水柵500・受け枠	5 枚	Φ500mm・受け枠	
5	汚水柵350・T-14・ モノクロ・蓋	30 枚	Φ350mm・T-14・モノクロ・蓋	
6	汚水柵350・受け枠	30 枚	Φ350mm・受け枠	

下関市下水道用鋳鉄製防護ふた

仕様書

第六版

平成24年10月1日

1 適用範囲および適用年月日

(1) 適用範囲

本仕様書は、下関市が使用する下水道用鋳鉄製防護ふた（以下「防護ふた」という。）について規定する。

(2) 適用年月日

平成24年10月1日から適用する。

(3) 防護ふたの構成

防護ふたは、ふた及び受枠で構成する。

(4) 種類

防護ふたの種類は、表-1 及び表-2 の通りとする。

表-1 防護ふたの種類

種類	呼び径	荷重区分
標準型	φ 200	T-14
		T-25
	φ 300	T-14

表-2 台座の種類

種類	材質	呼び径	適用防護ふた	
			高さ	蓋荷重
標準型	再生プラスチック	φ 200	150	T14～T25
		φ 300	150	T14
	レジンコンクリート	φ 200	150	T14～T25
		φ 300	150	T14

注 防護ふた及び台座の「呼び径」は、防護ふたが適用されるプラスチック製ます及び小型マンホールの各径に対応したものとし、種類については日本下水道協会規格（JSWAS G-3）に規定する標準型のものとする。

2 製品の品質・構造・機能および寸法

(1) 防護ふたの表面模様は別図-①「河豚」をデザインしたものとし、別図-②を参考に「しものせき」、「げすいどう」およびふた荷重「T-25^{*1}」の文字を鋳出したものを作成し、承認を受けること。

※1 ふた荷重により使い分けること。「T-25」もしくは「T-14」

(2) 防護ふたの内外面には、傷、鑄巣、その他使用上有害な欠陥があつてはならない。また、塗装後の表面は、泡、ふくれ、塗り残し、その他欠点のないものとする。

(3) 台座の外観は、ひび割れ、欠けなど、使用上有害な欠陥があつてはならない。

(4) 防護ふたの構造及び寸法については、小型マンホールφ300用は日本下水道協会規格（JSWAS G-3）に規定する標準型呼び径300のものとし、小口径汚水枳φ200用については日本下水道協会規格（JSWAS G-3）に規定する標準型呼び径200のものとする。

(5) 防護ふたの荷重性能については、表-3の基準を満たすものとする。

(6) 台座の構造及び寸法は、上記（4）と同様とする。

(7) 台座の圧縮強さについては、表-4の基準を満たすものとする。

(8) 防護ふたと受枠の接触面は全周にわたって勾配をつけ、双方ガタツキのないように機械加工によって仕上げ、同一の製造業者においては防護ふたの互換性を有すものとする。

(9) ふたと受枠は蝶番構造によって連結されたものとし、ふたの取付け及び離脱が容易であること、また、ふたの蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できるもの。

(10) 蝶番は、ふたの開閉を行ったとき、180度転回および360度旋回できる構造であり、ふた及び受枠から容易に離脱しないこと。

(11) 防護ふたは閉蓋することにより自動的に施錠され、別図-③に示す開閉機器を使用しない限り、容易に解錠できない構造であること。

(12) 取替え時期が容易に識別できるよう、防護ふた表面にスリップサインを設けること。

(13) 防護ふたの模様高さについては、表-5の通りとする。

表-3 防護ふたの荷重強さ

呼び径	荷重区分	荷重たわみ試験			耐荷重試験	
		試験荷重 (KN)	性能		試験荷重 (KN)	性能
			たわみ (mm)	残留たわみ (mm)		
200	T-14	30	0.8 以下	0.1 以下	100	割れ及びひびのないこと
	T-25	55			180	
300	T-14	60	1.3 以下	0.1 以下	200	

表-4 台座の圧縮強さ

種類	圧縮強さ
再生プラスチック	圧縮弾性率 80MPa 以上
レジンコンクリート	圧縮強度 90MPa 以上

表-5 模様高さ

呼び径	荷重区分	模様高さ
200	T-14	4 mm
	T-25	6 mm
300	T-14	4 mm

3 材質

(1) 防護ふた

防護ふた（鉄蓋及び受枠）の材質は、表-7 のとおりとし、材質の基準値は JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）と同等以上とし、表-8 の基準を満たさなければならない。

表-7 材質の適用区分

種類		材質
鉄蓋	呼び径 300 T-14	FCD 700
	呼び径 200 T-25 及び T-14	FCD 700 又は FCD 600
受枠		FCD 600

表-8 Yブロックによる材質基準値

種類	材質記号	引張強度 (N/mm ²)	伸び (%)	硬さ (HB)	黒鉛球状化率 (%)	腐食減量 (g)
ふた	FCD 700	700 以上	5~12	235 以上	80 以上	0.5 以下
受枠	FCD 600	600 以上	8~15	210 以上	80 以上	0.8 以下

(2) 台座

台座の材質については、下記「ア」および「イ」とする。

ア 再生プラスチック

ポリエチレン、ポリプロピレンを主体とした再生プラスチック素材を材料とし、必要に応じて充てん材、強化材等を加えたものとする。

イ レジンコンクリート

レジンコンクリートは、結合材に JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）に適合した樹脂を用い、骨材及び充てん材、硬化剤及び硬化促進剤を加えたものとする。

骨材は、清浄、強硬及び耐久的で適当な粒度を持ち、ごみ、泥、薄い石片、細長い石片等の有害量を含んでいてはならない。また、補強材としてガラス繊維又は鉄筋を用いてもよい。

4 製作及び表示

(1) 防護ふた

製品には、製造業者の責任表示として、次の事項をふた裏面に鋳出しすること（別図-④）。また、（社）日本下水道協会の認定工場制度

において下水道用資機材 I 類の認定資格を取得した製造業者は、その認定工場で製造した認定適用資機材の製品の蓋に（社）日本下水道協会の認定表示を鋳出すこと。

ア 種類または略号

イ 材質記号（例：FCD700 等）

ウ 製造年又はその略号

エ 製造業者名又はその略号

（2）台座

台座には容易に消えない方法で、次の事項を表示しなければならない。

ア 種類または略号

イ 製造年または略号

ウ 製造業者名またはその略号

5 塗装

防護ふたは、内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み、防食性、耐候性に優れた塗料によって塗装しなければならない。また、塗装後の表面は、ムラや塗り残し等がないものとする。

6 製品試験

製品試験は、第三者機関で ISO 認定等公的に認められた機関で行うこと。

防護ふたおよび台座ともに、日本下水道協会規格（JSWAS G-3）に基づき、以下（1）から（5）の項目について記述のとおり製品試験を行い、その結果を書面にて提出し、その都度、承認を受ける。

ただし、（4）エ 腐食試験については、記述のとおりとし、（財）下水道新技術推進機構「次世代型マンホールふたおよび上部壁技術間マニュアル」の審査内容に準ずること。

（1）外観及び形状

日本下水道協会規格（JSWAS G-3）の試験内容に準じる。

（2）構造及び寸法

日本下水道協会規格（JSWAS G - 3）の試験内容に準じる。

（3）荷重たわみ検査および耐荷重検査

日本下水道協会規格（JSWAS G - 3）の試験内容に準じる。

（4）材質

日本下水道協会規格（JSWAS G - 3）の試験内容に準じて、以下の項目について試験を実施する。

なお、試験を行う材料については、Yブロック（別図-⑤）にて採取した試験片によって行うものとする。

ア 引張り及び伸び試験

イ 硬さ試験

ウ 黒鉛球状化率判定試験

エ 腐食試験

直径 24 ± 0.1 mm、厚さ 3 ± 0.1 mmの試験片を表面に傷がないように良く研磨し、付着物を充分除去した後、常温の 17.5W%塩酸水溶液 100ml中に連続 96 時間浸漬後秤量し、その腐食量の計測を行う。

（5）模様高さ

デプスゲージによる測定とする。

デプスゲージは凸模様表面を測定基準面とし、そこから凹部底面までの深さを測定する。

7 立会検査

立会検査は当該仕様書に基づき製作された製品中、本検査員の指示のもとに 3 組準備し、その 1 組によって行うものとする。

なお、（社）日本下水道協会の認定資格取得工場については、（社）日本下水道協会発行の認定書「下水道用資器材製造工場認定書」をもって、立会検査を省略することができる。

ただし、必要に応じ、本市検査員立会のもと、上記「6 製品試験」について検査を行うものとする。

（1）立会検査場所

立会検査は、公平に実施できるように第三者機関で ISO 認定等公的に認められた機関で行うこととする。また、立会検査を行うために掛

かる費用は準備費用も含め、製造業者によるものとする。

(2) 検査の内容

上記「6 製品試験」の内容について行うものとする。

(3) 再検査

上記各項目の検査のいずれかにおいて規定値を満足しない場合は、その項目について再検査を行う。

再試験に使用する供試体は、残りの2組を使用する。ただし、再検査項目については、2組供に合格しなければならない。

8 工場検査

製造工場における管理体制の実体調査のため、(社)日本下水道協会「下水道資器材製造工場基本調査要領」(平成3年10月21日制定)に基づき、工場調査を実施するものとする。

なお、(社)日本下水道協会の認定資格取得工場については、(社)日本下水道協会発行の認定書「下水道用資器材製造工場認定書」をもって、検査を省略することができる。

9 その他

(1) 本仕様書は、各種関係法令、規格等が改正された場合は、適宜内容を変更するものとする。

(2) 本仕様書に、特別に規定していない事項については、(財)下水道協会規格(JSWAS G-3)に準じるものとする。

(3) 以上の事項に該当しない疑義については、協議の上決定するものとし、書面にて協議内容を記録するものとする。

別図－①

ふくふくマーク

上流側

別記1 下関市シンボルマーク 「フクフクマーク」



下流側

別図-② 参考図

ふくふくマーク

上流側

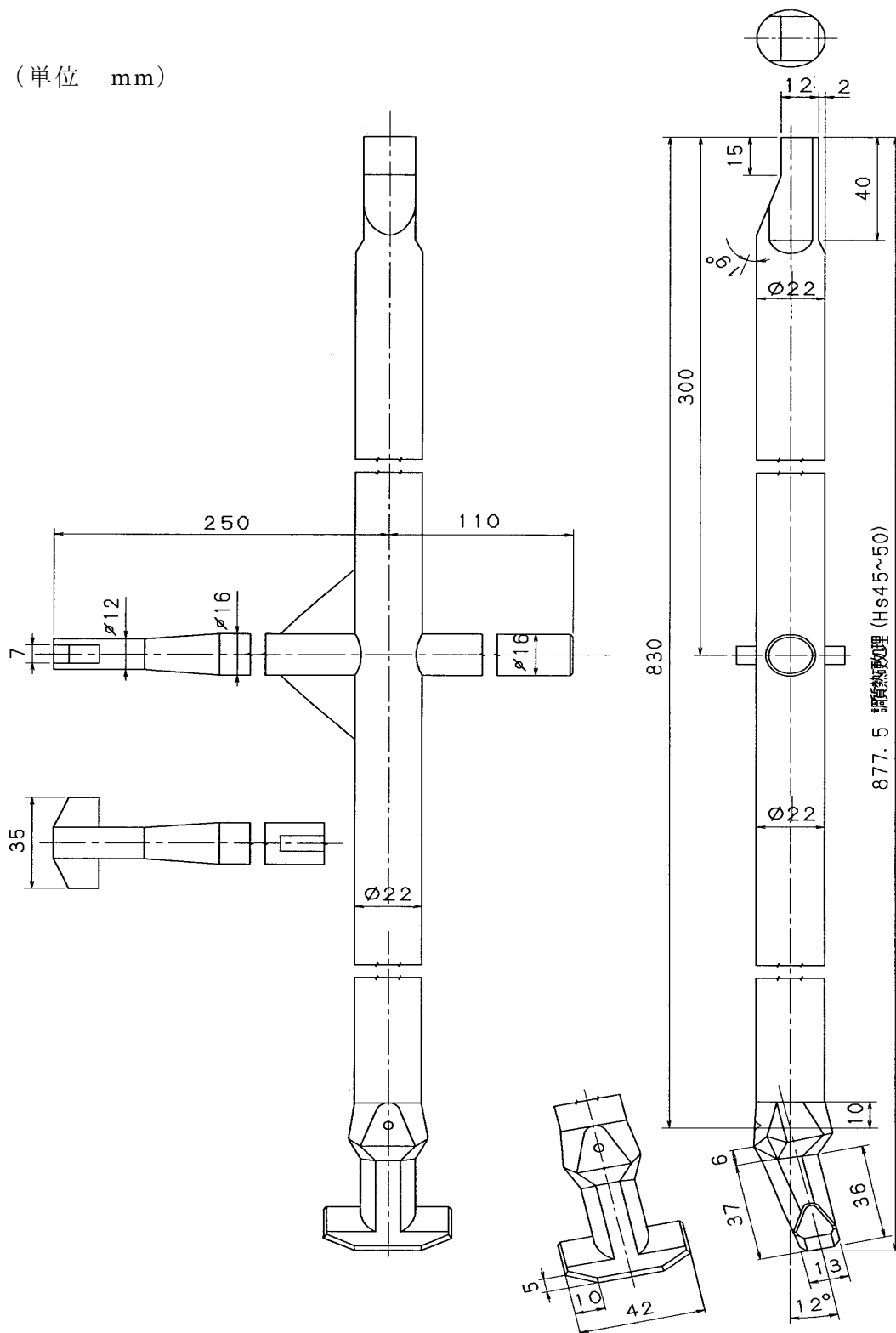


下流側

別図一③

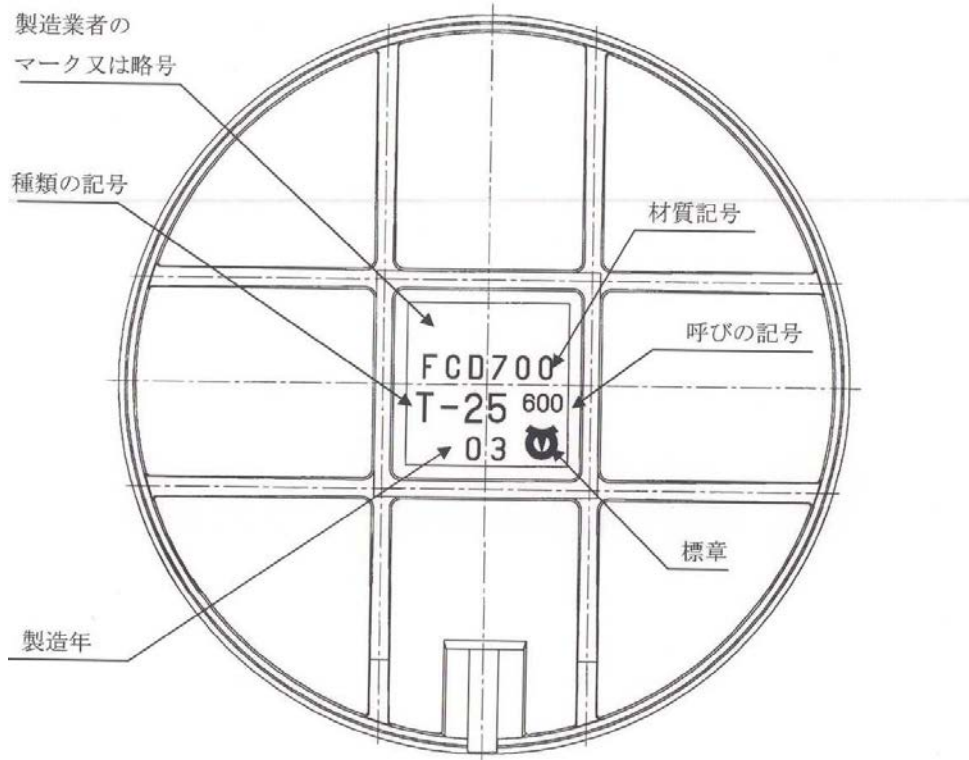
専用開閉器具

(単位 mm)



別図-④

鋳出し見本図

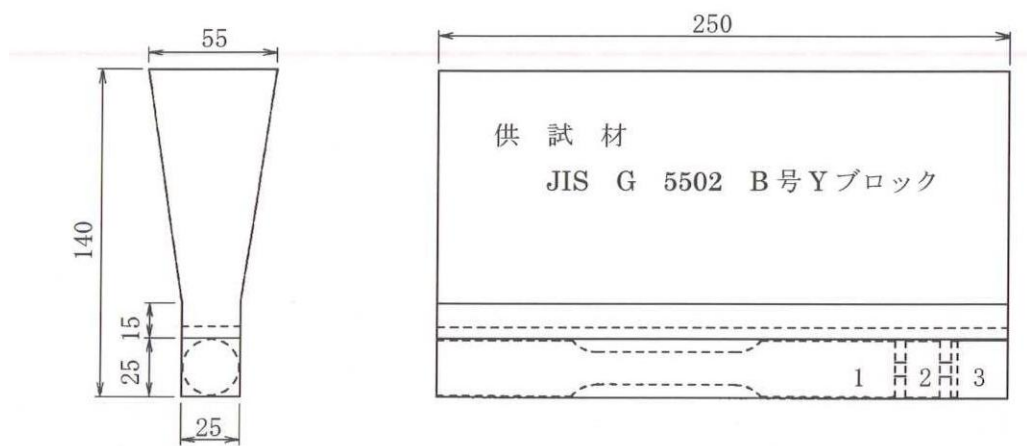


※本図は、鋳出し文字及び配置を示すものであり、製品の形状を示すものではない。

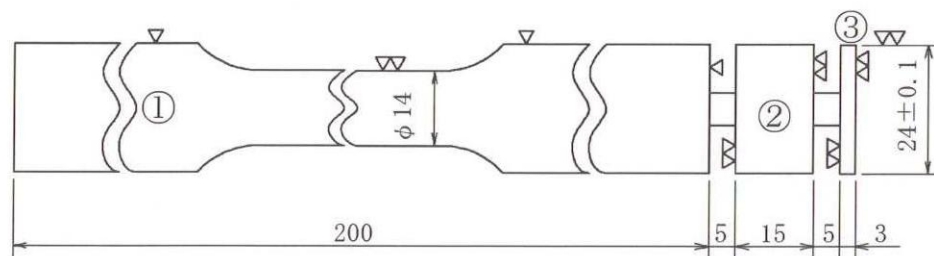
別図－⑤

Yブロック試験片

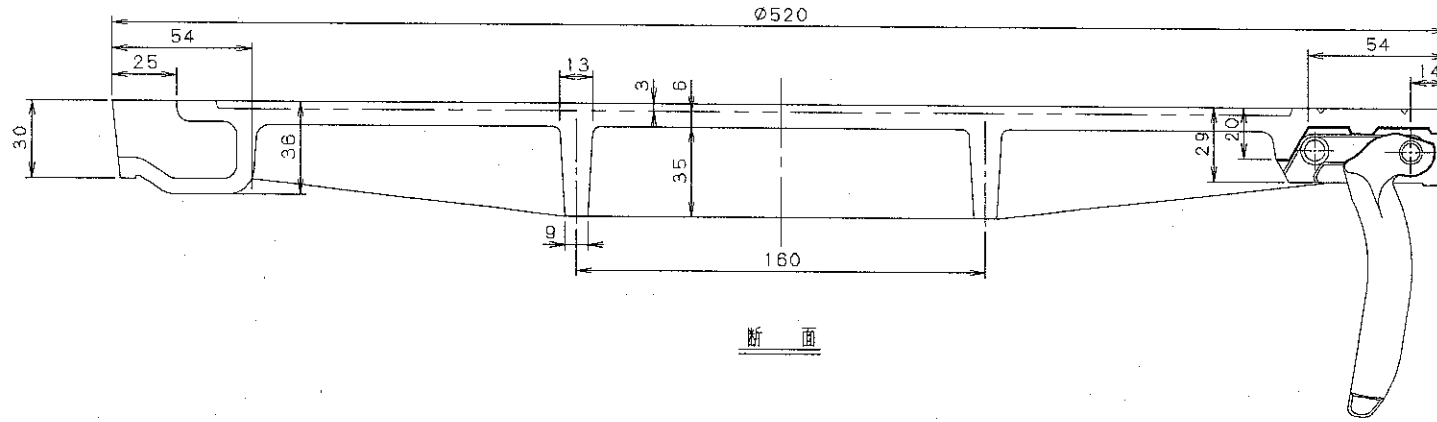
(単位 mm)



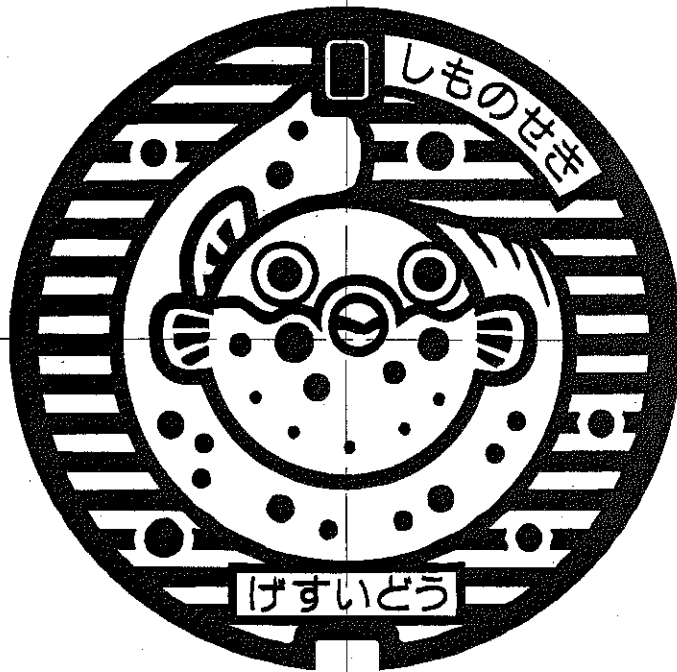
- ① 引張試験片 ② 硬さ試験片・黒鉛球状化率判定試験片 ③ 腐食試験片



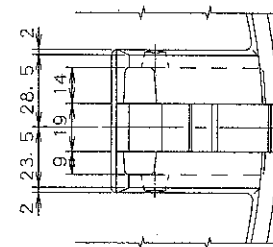
旧仕様参考図



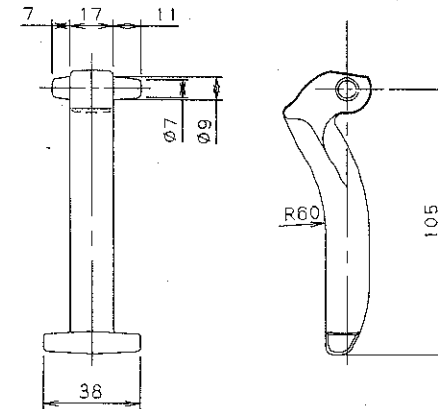
断面



平面



蓋裏煉番部詳細

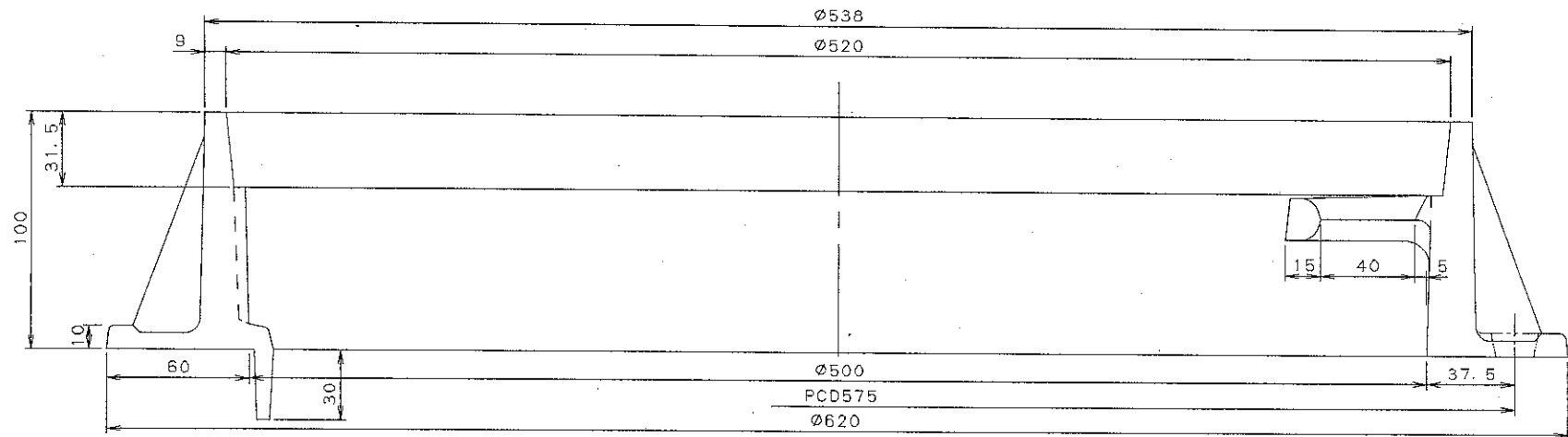


煉番金物詳細

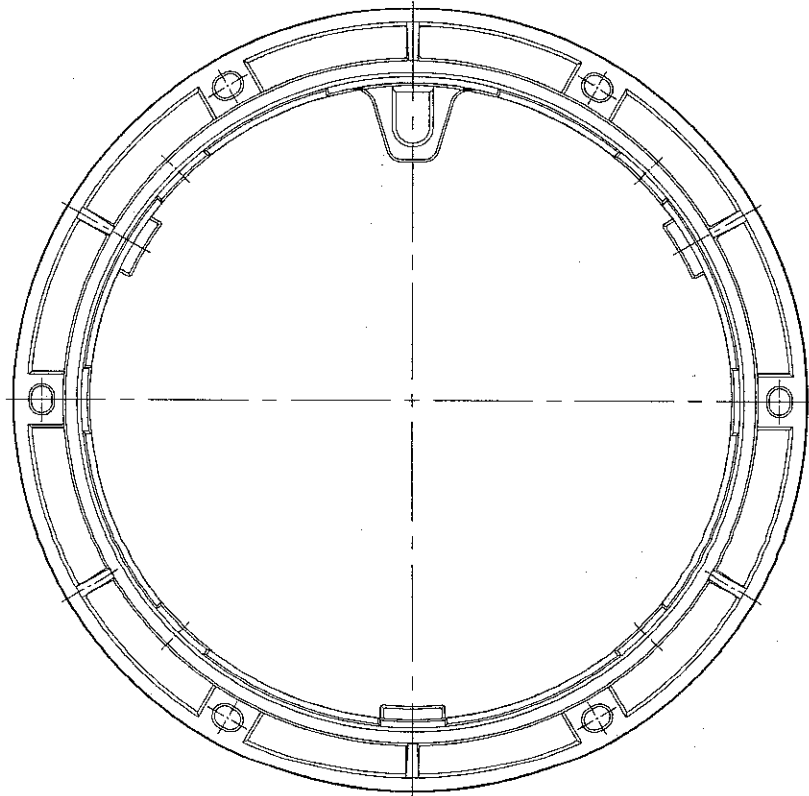
2	煉番金物	FCD600	1	
1	蓋	FCD600	1	
品番	名称	材質	個数	備考
設計	図番	尺度	年月日	
型式				
品名	汚水径$\phi 500\text{mm}$・T-14・モノクロ・蓋(旧型)			
下水道施設課				

01P01974-A-01

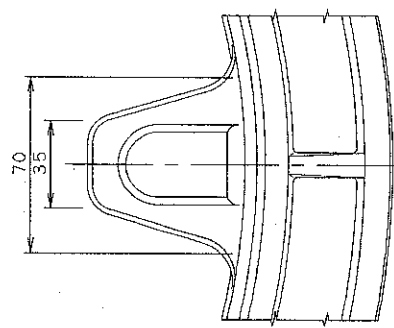
旧仕様型参考図



断面図



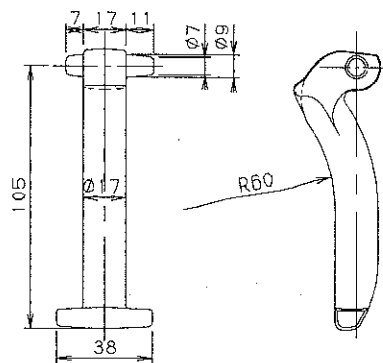
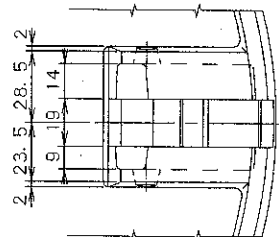
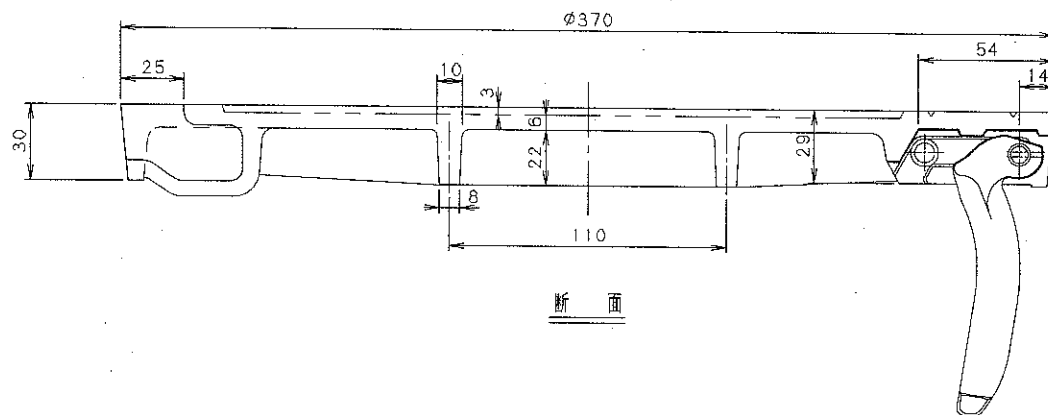
平面図



螺番部詳細図

1.	受 弁	FCD600	1		
品番	名 称	材 質	個 数	備 考	
設 計	図 番	尺 度	年 月 日		
型式					
品名	汚水口径500mm・受付弁(旧型)				
下水道施設課					

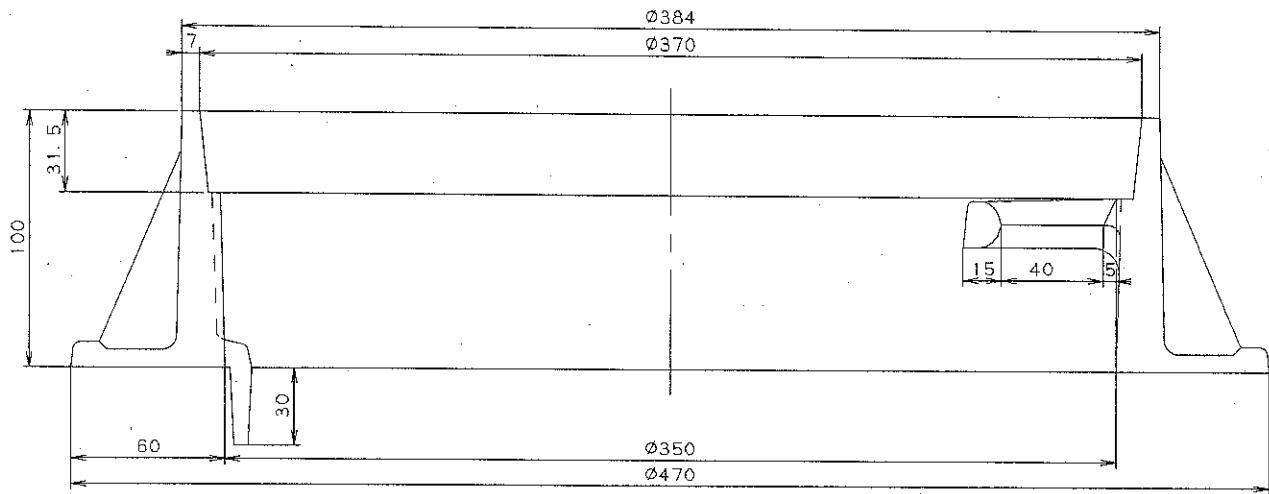
旧仕様型参考図



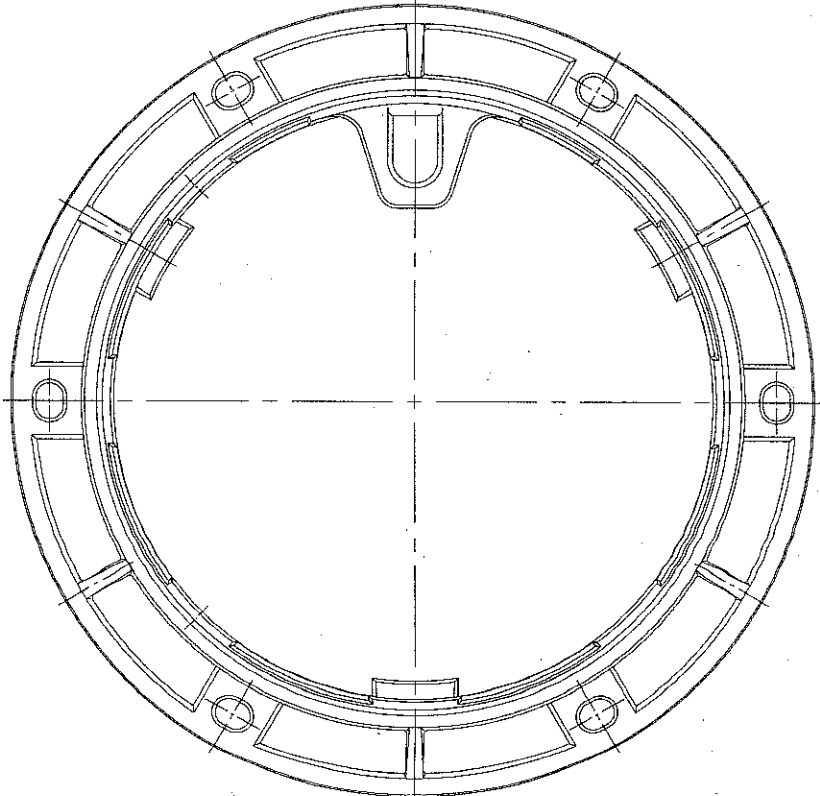
2	蝶番金物	FCD600	1	
1	蓋	FCD600	1	
品番	名称	材質	個数	備考
設計	図	番	尺度	年月日
型式				
品名	汚水機φ350mm・T-14・モノクロ・蓋			

下水道施設課

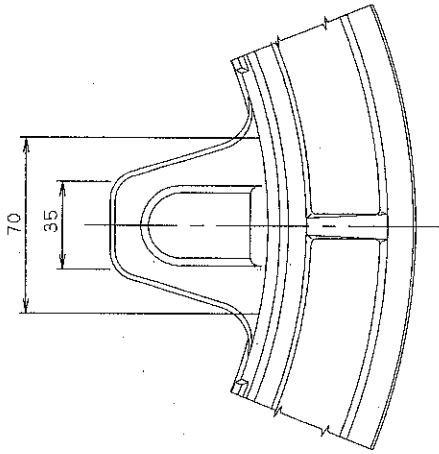
旧仕様型参考図



断面図



平面図



蝶番部詳細図

1	受枠	FCD600	1		
品番	名称	材質	個数	備考	
設計	図番	尺度	年月日		
型式					
品名	汚水枘φ350mm・受枠				
下水道施設課					

内 訳 書

令和 年 月 日

(宛先) 下関市上下水道事業管理者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

件 名 小口径汚水柵200 (ふくマーク) 蓋 60枚 ほか5件

品 名	規 格	単価 (円)	数量	金額 (円)	摘 要
小口径汚水柵200(ふくマーク) 蓋	仕様書のとおり		60		
小口径汚水柵200(ふくマーク) 受け枠	仕様書のとおり		60		
汚水柵500・T・14・モノクロ・蓋	仕様書のとおり		5		
汚水柵500・受け枠	仕様書のとおり		5		
汚水柵350・T・14・モノクロ・蓋	仕様書のとおり		30		
汚水柵350・受け枠	仕様書のとおり		30		
合計 (入札額)					